

令和7年10月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和7年10月24日（金） 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	7番	入鹿山 君徳
職務代理者	11番	中村 裕臣	委員	8番	窪田 良二
委員	1番	河本 アツミ	委員	9番	鮫島 貞人
委員	2番	鮫島 繁樹	委員	10番	深田 広文
委員	3番	日高 仙三	委員	12番	日笠山 昭代
委員	5番	中村 逸夫	委員	13番	古田 新一
委員	6番	山下 正	委員	14番	名越 直樹

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 報告第10号 合意解約等について
- 第 3 議案第46号 農地法第3条の規定による許可について
- 第 4 議案第47号 農地法第5条の規定による許可について
- 第 5 議案第48号 非農地証明について
- 第 6 議案第49号 あっせんについて
- 第 7 議案第50号 農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について
- 第 8 議案第51号 令和6年度地籍調査事業に伴う地目変更について

○事務局

皆さんおはようございます。本日は、T推進委員から欠席の届けが出ています。

それでは定刻、定足数に達していますので、これから令和7年10月西之表市農業委員会定例総会を開会します。

なお、会議中は、携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに設定をお願いします。

また、退席する時は、議長の許可をもらってから退席してくださいますようお願いいたします。

それでは、開会にあたり会長にご挨拶いただき、その後、議事進行をお願いします。

○会長

改めまして皆さんおはようございます。

本日は、令和7年10月西之表市農業委員会定例総会を案内しましたところ、委員、推進委員の皆様には出席いただきましてありがとうございます。

この頃は、朝晩が非常に涼しくなってきました。今まで毛布を蹴散らかして眠っていたところでしたが、もう1枚重ねて寝ないといけなくなっています。

また、台風23号も種子島には農作物への影響がほとんどなかったようです。農地パトロールで圃場を回ってみますと、キビがかなり倒れています。台風に近いような風でしたが、折れたところがあまりないように思いますので、何とか収穫には影響がないのかなと思います。

また、全国に目を向けますと、クマの被害が人間にまで及んでいます。作物の方は取られたりするのには仕方が無いですが、人間がクマにやられているのが頻りに報道されています。幸いなことに種子島にはクマがいませんので、その辺は安心ですけれども、冬眠に入る前のマムシが一番栄養を取る活動期です。毒が非常に強い時期ですので、農作業をするときは草むらでは十分注意をしていただきたいと思います。

また、利用状況調査につきましては、ご協力いただきましてありがとうございます。今、事務局で結果をチェックしています。わからないところがあったら、調査した委員に事務局から確認の連絡があるかと思しますので、ご協力をよろしくをお願いします。

10月17日付けの一番新しい農政の報告が来ています。農水省の一番大事なところがバタバタしていて、指標がまだ出ていません。

11月には出ると思いますので、その時はまた皆さんにお繋ぎをしたいと思います。

また、議事運営がスムーズにいきますよう皆さんのご協力をよろしくをお願いします。

○議長

それでは本日の会議を開催します。

日程は配付しています議事日程のとおりです。

まず、日程第1、西之表市農業委員会会議規定第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。9番 鮫島貞人委員、10番 深田委員を指名します。

続きまして、日程第2、報告第10号「合意解約等について」です。事務局の報告をお願いします。

○事務局

日程第2、報告第10号「合意解約について」を報告します。資料は1ページです。

今月の合意解約は1番から2番の2件で台帳現況地目畑4筆、面積6,045平米

の合意解約がありました。以上で報告を終わります。

○議長

続いて日程第3議案第46号「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案説明をお願いします。

○事務局

日程第3、議案第46号「農地法第3条の規定による許可について」を説明します。資料は2ページから3ページです。本日は5件です。

1番です。榕城校区上之原町地区です。台帳現況地目畑の1筆で、登記面積333平米を所有権移転するものです。

2番です。榕城校区上之原町地区です。台帳現況地目畑の1筆で登記面積1,561平米を所有権移転するものです。

3番です。現和校区庄司浦地区です。台帳現況地目畑の3筆で、登記面積2,570平米を所有権移転するものです。

4番です。住吉校区浜之町地区です。台帳現況地目畑の1筆で、登記面積341平米を所有権移転するものです。

5番です。現和校区武部地区です。台帳現況地目田の1筆で登記面積2,323平米を所有権移転するものです。以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

続いて担当委員から報告をお願いします。

整理番号1、2については私が担当ですので、報告します。

○4番委員

整理番号1です。333平米と小さなところで現地を10月9日に本人と譲渡人、担当推進委員と現地を確認しました。

申請地の隣に家があって、その家に付いた土地でした。家だけの売買をしたら、申請地が使い物にならなくなるなどいろいろ話を聞いて、現在も家の持ち主の方が菜園として使っているところで、今、かぼちゃ・ピーマン・トマトなど何種類か作付けをしていて、収穫間際となっていました。

本人が勤め人ということで、150日の農業従事ができるかということで日曜、祝祭日を考慮して、本人だけでもクリアできるような感じでした。譲受人の父親が耕耘機、トラクター等々機械も持っていて、父親が耕作してくれるということです。高齢ではありますが、まだまだ元気で農業をやっているということです。

また、3条の申請であることから許可後、農地として利用するということですのでけれども、面積が狭かったので、転用をしないか心配しました。すぐに転用しないか確認をしたところ、そういうことはないということでした。許可相当と考えます。

次に整理番号2です。ここは給食センターから入っていったところの土地になります。現地を見たのですけれども、面積が1反弱の畑で、少し勾配があり、土地を取得したら何を作付するのか聞いたところ、4分の1程度は少し土壌が悪いので、柑橘類を植えたり、果樹を植えたりするとのことでした。残りの4分の3につきましては、現在綺麗に草も刈っていて、すぐに植えられる状態になっていました。また、申請地の先に少し耕作放棄地になっているところがあって、あまり段差がないので、将来的に

耕作できたらそこまでまとめて1枚にしようかなという話も聞きました。

機械等につきましては、譲受人の奥さんの兄弟がトラクターや耕耘機など持っていて、作業の方も大丈夫ということでした。審議方よろしくをお願いします。

○議長

それでは続きまして整理番号3について2番委員をお願いします。

○2番委員

2番です。

整理番号3について報告します。10月19日午後5時から譲受人立会いのもと現地確認調査を行いました。

現地は庄司浦集落の上の方にあつて圃場整備地区から外れたところにありました。

現在、譲渡人がパッションフルーツを栽培していて、譲渡人も離農するということが今回の売買になったようです。

譲受人は、父の建築業を手伝いながら、パッションフルーツ、あるいは施設園芸等やりたいということです。機械類も親が使っているものを使用しながら耕作するということです。

なお、譲渡人には電話で確認を取っています。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

続きまして整理番号4について、6番委員をお願いします。

○6番委員

6番です。

整理番号4について報告します。10月19日午前9時から担当推進委員、譲渡人、譲受人立会いのもと、現地調査を行いました。

現地は浜之町からS病院に行く道沿いの家の隣にある畑で、土手際にはバナナの木を植えていました。

譲渡人と譲受人は兄弟で、譲受人の姉さんが毎週譲受人の家に来て、家の周りのことや畑のことをやっているとのことで、自分も以前、お母さんがいるときにはサトウキビなどを耕作しており、よく手伝いに来ているところも見かけています。

農業機械においては現在ありませんが、隣近所には手伝ってくれる人も何人かいるとのことで譲渡人と譲受人の話し合いもついているようです。許可相当と思います。以上です。

○議長

続きまして、整理番号5について、9番委員をお願いします。

○9番委員

9番です。整理番号5について報告します。

譲渡人は千葉に在住の土地持ち非農家で、譲受人は現和在住の畜産を専門としている専業農家です。

今回の申請につきましては、双方の話し合いによって贈与という形で話がついていて、何ら問題ありません。譲受人も機械一式揃っていますので、贈与に関して問題はないと思います。以上です。

○議長

ただ今、担当委員から報告がありました。

この件につきまして、皆さんから何か質疑等ありましたら挙手でお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いですので、質疑を終了し、これから議案第46号「農地法第3条の規定による許可について」の採決をします。

原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして、日程第4、議案第47号「農地法第5条の規定による許可について」です。議案説明を求めます。

○事務局

日程第4、議案第47号「農地法第5条の規定による許可について」を説明します。資料は4ページです。今月は2件です。

1番です。申請地は国上校区中目地区です。

申請理由は、隣地の家を購入するため、浄化槽の排水路設置と駐車場の増設をするためです。

農地区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地の「その他の農地」に該当すると判断されます。

資金調達については、隣地の家の購入等の費用も必要であるため銀行からの融資を計画しています。住宅ローン等審査結果通知書が提出されていて、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われると思われれます。

周辺には宅地、市道があり、転用による周囲への影響はないと思われれます。被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出されています。

2番です。申請地は、古田校区中之町地区です。

申請理由は、現在借家住まいなので、申請地を求め、自己の住宅を建築したいためです。

農地区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地の「その他の農地」に該当すると判断されます。

資金調達については、銀行からの融資を計画しており、事前審査結果通知書を確認しています。

周囲は宅地、農地、市道があり、雨水・排水は側溝に放流することから、転用による周囲への影響はないと思われれます。また、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出されております。

以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

この件について、10日に合同現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

○2番委員

2番です。

10月10日朝9時から調査委員2名、事務局職員2名で合同調査を行いました。整理番号1について報告します。申請地は、国上中目公民館の裏側になります。

申請人は、申請地の奥の家を購入して住むことになっています。合併浄化槽を設置するにあたり、その排水路を市道まで持っていかなければならないということで、家と市道までの間に細長い畑があって、そこに排水路を整備して、残りは畑として使えないので、駐車場にしたいということです。

写真にあるように、細長い262平米の土地であり、畑としてもあまり利用されていなかったことから許可相当じゃないかと意見の一致を見たところでは。

ご審議よろしくお祈いします。

次に、整理番号2の報告をします。申請地は古田の県道を少し入ったところでは。

申請人は現在、借家住まいのため、自分の家を建てたいということで今回の申請になったようでは。

申請地は、祖父の名義の土地で倉庫に隣接していて、その土地の一部182平米を分筆して、申請するものでは。残りは現在の畑のまま残るそうでは。市道に隣接する土地であるため、雨水等の処理は問題ないと思ひます。許可相当と意見の一致を見ました。

御審議をよろしくお祈いします。以上で報告を終わります。

○議長

ただ今、調査委員長から報告がありました。

この件につきまして、担当委員の補足がありましたらお祈いします。整理番号1について1番委員お祈いします。

○1番委員

1番です。

調査委員長の報告どおり間違ひないでは。

○議長

続きまして整理番号2について、8番委員お祈いします。

○8番委員

8番です。

ただ今、調査委員長から報告のあつたとおりでは。

手前の倉庫を取り壊して、家を建てることになっています。そこは車庫だったそうなんですけれど、孫のために土地を提供するという意気込みもあります。ご審議よろしくお祈いします。

○議長

ただ今、担当委員から報告がありました。

この件について皆さんから質疑等ありましたら挙手でお祈いします。

(挙手無し)

○議長

無ひようですので、質疑を終了し、議案第47号「農地法第5条の規定による許可について」の採決をします。

原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして、日程第5、議案第48号「非農地証明について」を議題とします。

議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第48号「非農地証明について」を説明します。資料は5ページです。今月は3件です。

1番です。榕城校区桃園地区の1筆です。台帳地目は畑ですが、昭和60年頃から耕作されておらず、現況は原野となっており、交付基準1(イ)に基づく申請です。

2番です。安城校区上之町地区の2筆です。台帳地目は畑ですが、令和2年頃から耕作されておらず、現況が原野となっており、交付基準1(エ)に基づく申請です。

3番です。古田校区上之町地区の1筆です。台帳地目は畑ですが、昭和52年9月10日頃から耕作されておらず、現況が山林となっており、交付基準1(イ)に基づく申請です。以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

この件につきましても、10日に合同現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

○2番委員

2番です。

10月10日に調査委員2名と担当委員、事務局職員立会いのもと、合同現地調査を行いました。

まず整理番号1について報告します。

申請地は旧現和西之表線の市道沿いにある682平米の畑です。今年川地区になります。昭和60年頃から耕作をせず、現在は原野となっているところです。交付基準1(イ)に基づく申請で、許可相当と委員の意見の一致を見ました。

続きまして整理番号2について報告します。

現地は安城から古田へ通じる道路沿いで、少し道より高くなっています。最初は平らな土地に見えたのですが、話を聞くと畑には石も出たりして、キビを植えたけれども収量も悪く、また大型機械も入れないということで、令和2年頃から耕作せず、現在原野になっています。鹿の被害も多く、借り手もないということから、今回の申請になったようです。以上のことから、交付基準1(エ)に該当するということで意見の一致を見ました。

続いて、整理番号3について説明します。

現地は古田から十三番鞍勇線に抜ける道路沿いがありました。大木が生い茂り、「ここに畑があったのか」と思わせるぐらいの山林でした。昔は段々畑にお茶を栽培していたそうです。昭和52年頃から耕作せず、現在の山林になったようです。交付基準1(イ)に該当すると意見の一致を見ました。以上です。

○議長

ただ今、調査委員長から報告がありました。この件について、担当委員の補足がありましたらお願いします。整理番号1につきましては私の担当ですので報告します。

○4番委員

調査委員長の報告のとおりです。

○議長

続きまして、整理番号2について7番委員お願いします。

○7番委員

7番です。調査委員長の報告のとおりです。

申請人は、もう年齢も90歳ということで、申請地にトラクターで乗っていくのも危ない場所で、作業するのも難しく、息子さんが西之表にいますけれど、農業には興味がなく、現在の状況になっています。以上です。

○議長

続きまして、整理番号3について8番委員お願いします。

○8番委員

8番です。調査委員長の報告のとおりで、畑だと想像することができない大山でした。以上です。よろしくお願いします。

道路ができた関係で、上にもまだ同じように土地があるんですけども、切り離されてしまって、なおさら何も作ることができなくなったようです。カーブの中に取り残された谷が山に変わっています。よろしくお願いします。

○議長

ただいま担当委員から報告がありました。

この件について、皆さんから質疑等がありましたら挙手でお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、質疑を終了し、これから議案第48号「非農地証明について」の採決をします。

原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして、日程第6、議案第49号「あっせんについて」を議題とします。議案説明を求めます。

○事務局

日程第6、議案第49号「あっせんについて」を説明します。資料は6ページです。今月の申し出は1件です。

1番です。「貸したい」の申し出です。場所は安城校区上之町地区の1筆です。希望等については特にありません。あっせん委員は、7番 入鹿山委員と8番 窪田委員にお願いします。以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。ただ今の説明について、皆さんから質疑・意見はありませんか。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、あつせん委員になられた方は、よろしくをお願いします。

続きまして、日程第7、議案第50号「利用集積等促進計画策定に係る意見について」を議題とします。

議案説明の前に「51ページの5番」は、10番委員が借り手となっています。農業委員会法第31条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっています。「議事参与の制限」の規定によって10番委員は議事に参与できません。

従いまして議事の進行上、「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」のうち「51ページの5番」以外を先に審議し、その後、「51ページの5番」を審議したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長

それではまず、議案第50号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の議案説明を全部通してをお願いします。

○事務局

日程第7議案第50号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を説明します。

まず、所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明します。資料は7ページです。

1段目です。期間が令和7年12月1日から令和12年11月30日までの5年間、地目田、面積1,682平米、地目畑、面積69,983平米、合計71,665平米です。利用権の設定をする者13人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和7年12月1日から令和17年11月30日までの10年間、地目田、面積4,385平米、地目畑、面積14,484平米、合計18,869平米です。利用権の設定をする者6人、受ける者1人です。内訳については8ページを、詳細については、9ページから49ページをご覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。資料は50ページです。

1段目です。期間が令和7年12月1日から令和12年11月30日までの5年間、地目田、面積1,682平米、地目畑、面積69,983平米、合計71,665平米です。利用権の設定をする者は1人、受ける者6人です。

2段目です。期間が令和7年12月1日から令和17年11月30日までの10年間、地目田、面積4,385平米、地目畑、面積14,484平米、合計18,869平米です。利用権の設定をする者1人、受ける者4人です。内訳については51ページを、詳細については、52ページから63ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

それではまず、「51ページの5番」以外について、皆さんから質疑等ありましたら、挙手をお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、質疑を終了し、これから議案第50号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の「51ページの5番」以外の採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、議案第50号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の「51ページの5番」以外について承認することに決定しました。

それでは、次に「51ページの5番」において、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」の規定によって、10番委員の退室を求めます。

(10番委員議場退室)

○議長

それでは「51ページの5番」について皆さんから質疑等ありましたら、挙手をお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、質疑を終了し、これから議案第50号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の「51ページの5番」の採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、議案第50号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の「51ページの5番」は原案のとおり承認することに決定しました。

10番委員の入室をお願いします。

(10番委員議場入室)

○議長

続きまして、日程第8、議案第51号「令和6年度地籍調査事業に伴う地目変更について」を議題とします。議案の説明を求めます。

○事務局

日程第8、議案第51号「令和6年度地籍調査事業に伴う地目変更について」を説明します。資料は、64ページです。

この件につきましては、西之表市財産監理課地籍調査係から国土調査法による地籍調査を実施した結果の地目変更について照会がありました。これを受け、10月7日に農業委員会事務局、財産監理地籍調査係、担当農業委員、担当推進委員の立ち会いのもと現地調査を行いました。地区については古田校区の一部と住吉校区の一部です。

まず古田校区について説明します。資料は64ページのNo. 1から68ページのNo. 105までとなります。農地から農地以外になったものが39筆の41,763平米、農地以外から農地になったものが7筆の14,973平米となっています。

続きまして、住吉校区です。資料は68ページのNo. 106から71ページのNo. 161までとなります。農地から農地以外になったものが26筆の44,052平米、農地以外から農地になったものが5筆の10,464平米となっています。

詳細につきましては、調査前、調査後の地目と面積で確認できますので、ご参照ください。あと68ページのNo. 1と65ページのNo. 30と31ですが、右側の欄の「原因および日付」の記載が「異動なし」となっていますが、これは面積の変更があったので「地積錯誤」に修正をお願いします。以上で説明を終わります。

○議長

10月7日に地籍調査係と現地調査が行われています。担当委員の報告をお願いします。大字古田の一部について8番委員報告をお願いします。

○8番委員

8番です。地図を広げながら現地の確認をしまして、全てが地籍調査係と持ち主の立会いのもと、地目の変更を確認しました。私も現地をわかっていましたので、間違いないと認めました。以上です。

○議長

続きまして、大字住吉の一部について、10番委員報告をお願いします。

○10番委員

10番です。10月7日に現地調査を実施しました。今、報告のあった古田校区と同様の方法で確認しました。申請のとおり間違いのないと思います。以上です。

○議長

ただ今、担当委員から報告がありました。

この件につきまして、皆さんから質問等ありましたら挙手でお願いします。

○H推進委員

67ページですけれど調査後の欄に「閉鎖」とありますが、これはどういう意味ですか。

○事務局

合筆されてその地番が使われないことから閉鎖となっています。

○議長

よろしいでしょうか。

他にありますか。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、質疑を終了し、これから議案第51号「令和6年度地籍調査事業に伴う地目変更について」の採決をします。

原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事は終了しました。

なお、農業委員会法第14条及び第24条において、農業委員、推進委員は、「業務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」となっていますので、ご注意ください。

会 長 _____ 印

9 番 委 員 _____ 印

1 0 番 委 員 _____ 印